

令和元年度 契約締結前における公表（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号）

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
1	本庁舎日直業務	庁舎の管理	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	総務部総務課 内線2315	
2	白河駅前駐輪場内及びトイレ清掃	白河駅前駐輪場内清掃（週1回）、駅前トイレ清掃（363日）	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部生活防災課 内線2167	
3	不法投棄監視・撤去業務	市内全域のトロール及び不法投棄物の回収	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部環境保全課 内線2165	
4	サンフレッシュ白河窓口代行及び	土日祝祭日の施設仕様申込受付代行、平日午後5:15～9:15の施設使用申込受付代行、施設内樹木の剪定	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部市民課 内線2159	
5	サンフレッシュ白河清掃業務	施設の清掃（1日4時間×週5日）	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定める障害福祉サービス事業を行う施設であること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部市民課 内線2159	
6	五箇市民センター清掃業務	施設の清掃（週2回）	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部市民課 内線2159	
7	白河市介護予防生活支援サービス	家事援助サービス（身体介護等を除く）	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部高齢福祉課 内線2722	
8	幼稚園管理業務	表郷・ひがし幼稚園園舎内外の整理整頓、清掃管理、簡易な営繕補修などの管理	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部こども未来室こども育成課 内線2731	
9	保育園管理業務	さくら・わかば・おもてごう保育園園舎内外の整理整頓、清掃管理、簡易な営繕補修などの管理	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部こども未来室こども育成課 内線2731	
10	白河市関の森保育園給食配達業務	わかば保育園で調理した給食の関の森保育園への配達	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部こども未来室こども育成課 内線2731	
11	QOLイノベーションセンター 白河維持管理業務	工業団地内維持管理（草刈、道路路肩清掃、排水路清掃、ゴミ拾い等）※管理面積	平成31年4月1日～ 令和元年12月27日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	産業部商工課企業立地推進室 内線2218	
12	工業の森・新白河C工区維持管理業務	工業団地内維持管理（草刈、道路路肩清掃、排水路清掃、ゴミ拾い、トイレ清掃）※管理面積48,960㎡	平成31年4月1日～ 令和元年12月27日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	産業部商工課企業立地推進室 内線2218	

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
13	市道補修業務	道路パトロール、舗装路面小規模修繕及び道路除草作業	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部道路河川課 内線2274	
14	表郷地域公共施設環境整備業務	道路パトロール補修、草刈り等	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎事業課 0248-32-4786	
15	鶴子山公園休養施設「やまびこ鶴子山」管理業務	施設の清掃及び施錠等	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎事業課 0248-32-4786	
16	道路植樹帯管理業務	市道、国県道沿いの植樹帯の維持管理	令和元年5月1日～ 令和元年9月27日	令和元年5月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎事業課 0248-46-2115	
17	旧脇本陣柳屋旅館蔵座敷管理業務	施設の清掃などの管理	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部まちづくり推進課 内線2746	
18	中心市街地通行量調査業務	中心市街地主要8地点における歩行者、自転車及び自動車の通行量調査	令和元年10月1日～ 令和元年11月15日	令和元年10月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部まちづくり推進課 内線2743	
19	阿武隈川河川公園清掃等業務	清掃、樹木管理、芝生管理	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部都市計画課 内線2286	
20	一里段公園ほか清掃等業務	清掃、樹木管理、芝生管理	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部都市計画課 内線2286	
21	歴史民俗資料館受付業務	歴史民俗資料館の受付（土・日・祝祭日）	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
22	歴史民俗資料館清掃業務	歴史民俗資料館の館内及び敷地内清掃	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
23	白河集古苑受付業務	白河集古苑開館日の窓口受付及び館内の簡易な清掃	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
24	城山公園管理業務	三重櫓管理、城山公園内清掃、城山公園駐車場管理	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
25	南湖公園清掃等業務	南湖公園内の清掃および樹木管理	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
26	市内指定史跡等下草刈業務	白河関跡、下総塚古墳等の下草刈	令和元年5月1日～ 令和元年10月31日	令和元年5月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
27	白河市学校管理業務	市内の各小・中学校（小学校13校、中学校8校）の用務員派遣	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会教育総務課 内線2351	
28	表郷総合運動公園管理業務	管理、受付、清掃及び草刈等環境整備	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会スポーツ振興課 内線2386	
29	大信総合運動公園管理業務	管理、受付、清掃及び草刈等環境整備	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会スポーツ振興課 内線2386	
30	東風の台運動公園管理業務	管理、受付、清掃及び草刈等環境整備	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会スポーツ振興課 内線2386	
31	中央公民館受付業務	受付、窓口、館内管理	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	中央公民館 0248-23-3810	
32	中央公民館清掃業務	館内及び外回り清掃	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	中央公民館 0248-23-3810	
33	表郷公民館施設管理業務	受付、窓口、館内管理、館内及び外回り清掃	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷公民館 0248-32-2526	
34	大信公民館施設管理等業務	受付、窓口、館内管理、館内及び外回り清掃	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信公民館 0248-46-2511	
35	東公民館施設管理業務	受付、窓口、館内管理、館内及び外回り清掃	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	東公民館 0248-34-3159	
36	水道施設点検業務（白河、表郷、東）	各水道施設の点検、各施設の点検（週1回）	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	水道部水道課 0248-27-2541	
37	水道施設点検業務（旧簡水）	各水道施設の点検、各施設の点検（週1回）	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	水道部水道課 0248-27-2541	
38	水道施設点検業務（大信）	各水道施設の点検、各施設の点検（週1回）	平成31年4月1日～ 令和2年3月31日	平成31年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	水道部水道課 0248-27-2541	

